

五里二十五里、則設一鋪、於各州縣所管民戸及漏籍戸内、僉起鋪兵』と、既に驛傳の制至る處に設けられて、其軍務の急に關するもの、或は軍務に非ずとするも緊急の時務に關するものには、各々使人早達の方法を設けたること前述の如し、而して今更にまた急遞鋪を置く所以のものに至りては、思ふに上都是當時漠北の咽喉に當り、京兆は西方の要鎮に屬し、邊務整理のことに關して帝都との間に音信の急を要するもの、數の多きもの他の比に非りしによるものならむ。

急遞鋪によれる傳達の有様を見るに、書信の鋪に到るや鋪司は直ちに之を受けて、其名件、到鋪の時刻及び傳遞人の姓名を記録し、傳遞の書を以て更に該鋪の走丁に給し、軟絹の包袱を以て之を裹み、油絹を以て捲縛し、更に板にて挟ましめ、鋪兵出發の時間を録して直ちに次の遞鋪に向つて走らしむ、漸次此の如くにして終に其使命を達するものなり、ポロは極めて巧みに此に此有様を記して曰く『カンバリックより發する皇帝の使者は如何なる道筋に向ふも二十五哩毎に一驛站に遭遇すへし、これ彼等の *yamb* と稱するものなり……更に此等の驛站の間、三哩毎にまた皇帝の命によりて設けられたる小驛舎あり、周圍には約四十の人家ありて、飛脚の役に當るもの茲に住す彼等は各々幅廣き帯を着け多くの鈴を之に附し、鋪間三哩の程を走るや遠隔の地より其音を聽くを得へし、かくて次の鋪站に至れば、同様の裝ほひをなせるものすてに其到着をまち、前者の携さふるものを受け、且つ茲に駐在して事務を處理せる鋪司より證符を得て新らたに途に上り、かくて更に三哩の間を疾驅して次鋪に達し同様の手續きを行ふ、此の如くにして各三哩を隔てて相互に信書を遞送するものとす』(ユール、マルコ・ポロ、一卷四三五頁)と、またオドリク *Friar Odoric* の支那紀行によれば(彼の支那旅行は文宗至順元年の頃に相當す)『飛脚の役に當る